

4. トラブルとその対応事例

4-1. 発生が想定される軽微なトラブル事例

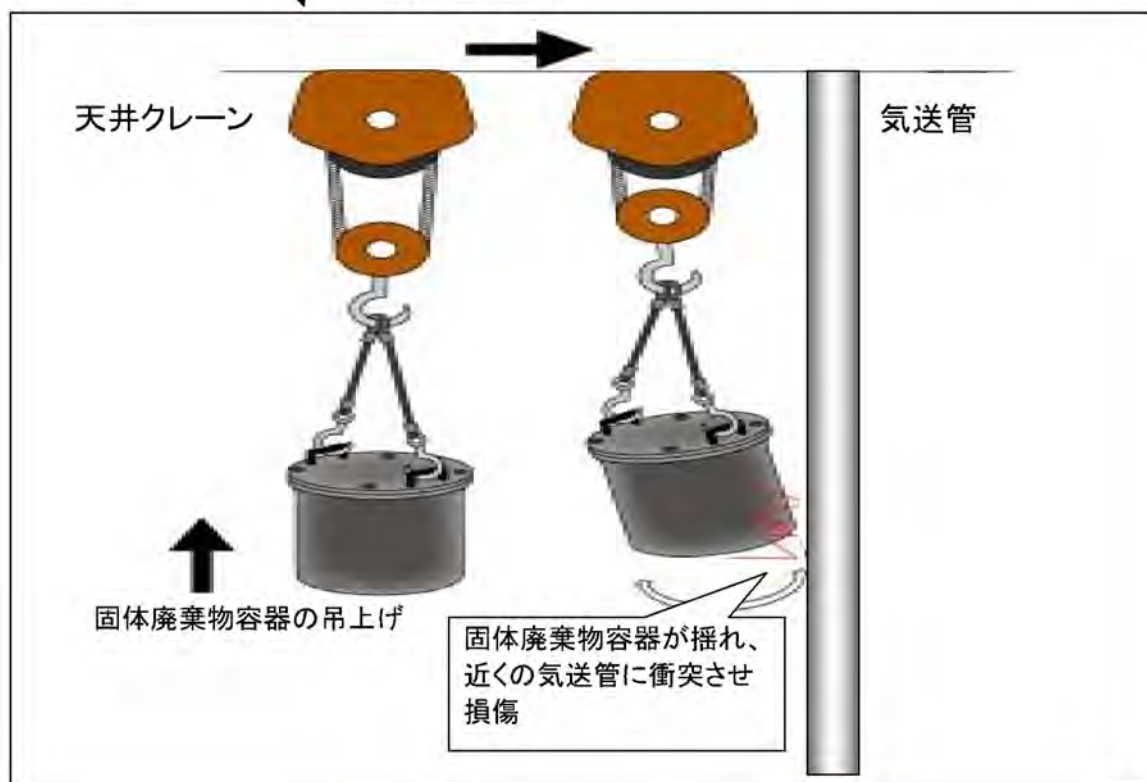
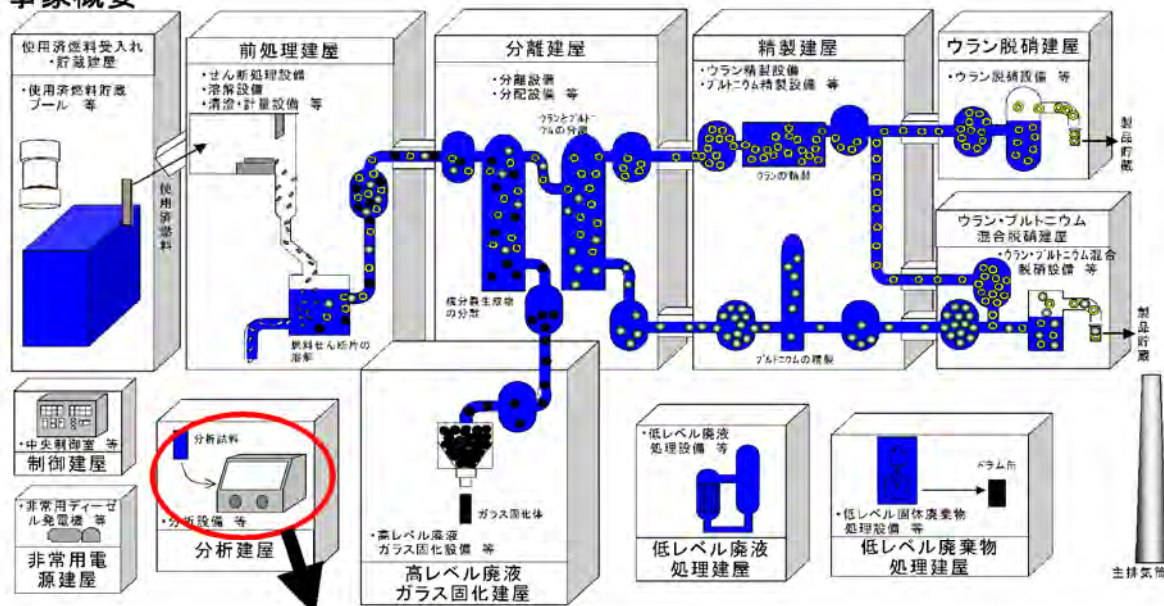
事象分類別 (g. 破損)

7-07. クレーンによる固体廃棄物容器取り扱い時における気送管の損傷																		
事象の概要																		
(1)発生場所：機器		分析建屋：気送管																
(2)設備の概要		工程の溶液等の分析を行う設備の一部で、分析用の試料を採取する容器を試料採取場所へ気送（受信側を真空引きし、空気の力で配管内の容器を吸引して移送）する装置。																
(3)発生の状況		分析ボックスからの固体廃棄物搬出・搬送時																
(4)概要		固体廃棄物容器を吊り上げて移動する際に、気送管に衝突し気送管を損傷させる。																
(5)原因		クレーンによる重量物吊り上げ時に揺れが大きくなりすぎる作業ミス。																
事象による影響																		
(1)工場外への影響		工場外への影響は生じない。 放射性物質を除去するフィルタ等を有する分析建屋の建屋換気設備が稼働している室内での事象およびそれに伴う復旧作業であり、放射性物質放出等の工場外への影響は生じない。なお、本事象は放射性物質の漏えいを伴うものではない。																
(2)安全性への影響		安全上の問題は生じない。 固体廃棄物搬出作業および損傷した気送設備の使用を中止することにより、気送管の損傷は進展性しないことから、安全上の問題は生じない。																
(3)作業員への影響		作業員への影響は生じない。 損傷した気送管の復旧にあたっては、定められた放射線管理計画書に従って作業を進めることにより、放射線による作業員への影響は生じない。																
(4)他工程への影響		他工程への影響が生じる。 気送管の損傷に伴い、損傷個所を通る分析試料の気送が一時的に停止する。気送経路を変更しても分析試料を気送出来ない箇所の場合、工程の運転に影響を生じる。																
対応の概要		1.気送管からの放射性物質の漏えいがないことを確認する。 2.気送管の損傷の程度を調査する。 3.定められた保修作業手順に従い破損した気送管の保修を行う。 4.作動確認等を行い、異常がないことを確認した後、気送を再開する。																
公表区分		翌平日に公表（ホームページへ掲載）																
連絡区分*		<table><tr><th colspan="3">トラブル情報</th><th colspan="3">運転情報</th></tr><tr><td>A 情報</td><td>B 情報</td><td>C 情報</td><td>ごく軽度な機器故障</td><td>清掃・調整等で復旧可能な機器停止等</td><td>不適合等</td></tr></table>					トラブル情報			運転情報			A 情報	B 情報	C 情報	ごく軽度な機器故障	清掃・調整等で復旧可能な機器停止等	不適合等
トラブル情報			運転情報															
A 情報	B 情報	C 情報	ごく軽度な機器故障	清掃・調整等で復旧可能な機器停止等	不適合等													

*：『A情報』：安全協定報告事象等、または、それに準ずる事象、『B情報』：事象の進展または状況の変化によっては、安全協定報告対象になるおそれのある事象等、『C情報』：A、B情報に該当しない軽度な不具合、汚染等、特に連絡を要する事象

415

事象概要



復旧方法

定められた作業手順に従い当該箇所の保修により復旧

トラブル等に伴う設備への影響範囲

影響の範囲の設備を停止して復旧

